

# 人事委員会年報

平成27年度

山梨県人事委員会



# 目 次

## 組織及び運営

### 1 人事委員会

( 1 ) 人事委員会の設置	1
( 2 ) 人事委員会の権限	1
( 3 ) 人事委員会の構成	1
( 4 ) 人事委員会の運営	2
( 5 ) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況	6
( 6 ) 条例・規則の制定に伴う意見等	8

### 2 事務局

( 1 ) 組織	9
( 2 ) 職員の定員・現員	9
( 3 ) 分掌事務	9

## 事業の概要

### 1 職員の任用

( 1 ) 任用制度の概説	10
( 2 ) 職員の採用	10
( 3 ) 職員の昇任	16
( 4 ) 広報等の取り組み	17

### 2 職員の給与

( 1 ) 職員の給与実態調査	18
( 2 ) 民間の給与実態調査	19
( 3 ) 職員の給与等に関する報告及び勧告	21
( 4 ) 勧告の実施状況	25

### 3 職員の利益保護

( 1 ) 勤務条件に関する措置要求	26
( 2 ) 不利益処分に関する不服申立て	26
( 3 ) 苦情相談	27
( 4 ) 分限処分及び懲戒処分の状況	27

### 4 職員団体

( 1 ) 職員団体の登録	29
( 2 ) 管理職員等の範囲	30

### 5 労働基準監督機関の職権行使

( 1 ) 労働基準法による事業区分の決定	32
( 2 ) 労働基準監督機関の職権行使の枠組	32
( 3 ) 平成 27 年 4 月 1 日現在の号別区分と労働基準監督機関	32
( 4 ) 労働基準法等に基づく職権行使	33



# 組織及び運営

## 1 人事委員会

### (1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

### (3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

平成28年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	中矢 恵三	非常勤	平成24年 7月24日～28年 7月23日（2期目） （委員長 平成27年4月3日～）	会社役員
委員	小俣 二也	非常勤	平成26年 1月 6日～30年 1月 5日（2期目）	医師
委員	石川 善一	非常勤	平成24年 7月10日～28年 7月 9日（1期目）	弁護士

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成27年度の会議開催回数は23回で、付議した議案等の件数は、議案77件、報告20件、その他1件、計98件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議案等
2248	27. 4. 2	(議案) 1 不服申立事案裁決の件 2 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定の件 (報告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 第85回(平成27年度)山梨県警察官A採用試験の第1次試験試験会場決定の件
2249	27. 4. 24	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 平成27年度山梨県職員採用試験等の試験職種別採用予定人員決定の件 3 平成27年度山梨県職員採用上級試験実施細目決定の件 4 山梨県職員採用試験第1次試験合格者数決定基準の変更の件 (報告) 1 任用候補者選択結果の件 2 平成27年職種別民間給与実態調査の実施の件
2250	27. 5. 15	(議案) 1 第85回(平成27年度)山梨県警察官A採用試験第1次試験合格者決定の件 (報告) 1 選考採用結果の件 2 解雇予告除外認定の件
2251	27. 6. 5	(議案) 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 2 平成27年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 3 山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第2次試験合格者数決定基準設定の件 4 第86回(平成27年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験実施細目決定の件 5 身体障害者を対象とした平成27年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 (報告) 1 第85回(平成27年度)山梨県警察官A採用試験第2次試験合格者決定の件 (その他) 1 平成27年度山梨県職員採用上級試験申込状況について
2252	27. 7. 3	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 平成27年度山梨県職員採用上級試験第1次試験合格者決定の件 3 昇任候補者選考実施の件 (報告) 1 選考採用結果の件

		2 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件
2253	27. 7.24	(議案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 第85回(平成27年度)山梨県警察官A採用試験採用候補者名簿確定の件 3 平成27年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件 4 平成27年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件
2254	27. 8.17	(議案) 1 平成27年度山梨県職員採用上級試験第2次試験合格者決定の件 (報告) 1 平成27年人事院勧告の概要の件
2255	27. 9. 3	(議案) 1 平成27年度山梨県職員採用上級試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 3 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件 2 解雇予告除外認定の件
2256	27. 9.11	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2257	27. 9.18	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 自治労山梨県本部からの人事委員会勧告に対する申し入れの件
2258	27. 9.25	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2259	27.10. 2	(議案) 1 平成27年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 第86回(平成27年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第1次試験合格者決定の件 3 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2260	27.10. 9	(議案) 1 平成27年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 身体障害者を対象とした平成27年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 3 身体障害者を対象とした平成27年度山梨県職員採用選考試験実施細目変更の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 (公社)山梨県獣医師会等からの公務員獣医師の処遇改善に係る要請の件
2261	27.10.19	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2262	27.10.23	(議案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 (報告) 1 第86回(平成27年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第2次試験合格者決定の件 2 昇任候補者選考実施に係る専決の件

2263	27.11.13	(議案) 1 平成27年度山梨県職員採用初級試験の採用予定人員変更の件 2 平成27年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第2次試験合格者決定の件 3 平成27年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第2次試験合格者決定の件 4 身体障害者を対象とした平成27年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件
2264	27.11.27	(議案) 1 平成27年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 平成27年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件
2265	27.12.4	(議案) 1 第86回(平成27年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験採用候補者名簿確定の件
2266	28.1.15	(議案) 1 山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正の件 (報告) 1 解雇予告除外認定の件
2267	28.2.5	(議案) 1 職員の任用に関する規則及び山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 平成28年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件 (報告) 1 解雇予告除外認定の件
2268	28.2.19	(議案) 1 意見聴取の件 2 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 平成28年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 4 第87回(平成28年度)山梨県警察官A採用試験実施細目決定の件 5 採用候補者選考実施の件
2269	28.3.4	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件 4 平成26年改正職員給与条例附則第5条等の規定による給料に関する規則の特例に関する規則制定の件 5 地域手当に関する規則の一部改正の件 6 初任給調整手当に関する規則の一部改正の件 7 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件 8 営利企業等の従事制限に関する規則等の一部改正の件 9 不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部改正の件 10 昇任候補者選考実施の件

2270	28. 3.25	<p>(議案)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昇任候補者選考実施の件</li> <li>2 採用候補者選考実施の件</li> <li>3 一般任期付職員任期更新承認の件</li> <li>4 一般任期付職員採用承認の件</li> <li>5 職員の任用に関する規則の一部改正の件</li> <li>6 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件</li> <li>7 地域手当に関する規則の一部改正の件</li> <li>8 単身赴任手当に関する規則等の一部改正の件</li> <li>9 寒冷地手当支給規則の一部改正の件</li> <li>10 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件</li> <li>11 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正の件</li> <li>12 山梨県職員の退職管理に関する規則の制定の件</li> <li>13 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正の件</li> <li>14 山梨県人事委員会事務専決規程の一部改正の件</li> <li>15 人事委員会事務局職員の人事の件</li> </ol> <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員採用試験の2次試験化について</li> <li>2 不服申立書受付の件</li> </ol>
------	----------	--

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成27年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成27年) 第14号	27. 5. 7	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)等の施行に伴う、学歴免許等資格区分表の改正
第15号	27. 6. 18	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局、教育委員会において組織改正等に係る職の新設等に伴う改正
第16号	27. 7. 10	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	県政運営に係る組織体制の強化に伴う、管理職手当支給区分表の改正
第17号	27. 8. 3	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	言語聴覚士の民間企業等職務経験者職員採用試験での採用に伴う、所要の改正
(平成28年) 第1号	28. 1. 21	山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴う、所要の改正
第2号	28. 2. 15	職員の任用に関する規則及び山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員採用試験区分の名称等変更に伴う、所要の改正
第3号	28. 2. 15	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	言語聴覚士の採用開始等に伴う、所要の改正
第4号	28. 2. 25	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	農業改良助長法施行令(昭和27年5月13日政令第148号)の一部改正に伴う、学歴免許等資格区分表の改正
第5号	28. 3. 11	山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成27年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された給与条例の施行に伴う、所要の改正
第6号	28. 3. 11	平成26年改正職員給与条例附則第5条等の規定による給料に関する規則の特例に関する規則	平成27年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された給与条例の施行に伴う、所要の改正
第7号	28. 3. 11	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成27年人事委員会報告及び勧告に鑑み、山梨県職員給与と条例等が一部改正され、平成27年4月1日から適用されることに伴う、支給割合の改正
第8号	28. 3. 11	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成27年人事委員会報告及び勧告に鑑み一部改正された初任給調整手当の額の見直しに関し、人事院勧告に準じた所要の改正
第9号	28. 3. 11	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成27年12月期の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴う、勤勉手当の成績率の改正
第10号	28. 3. 11	営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則	地方公務員法の一部改正に伴い、「営利企業等の従事制限に関する規則」、「教育長の営利企業等の従事制限に関する規則」及び「山梨県人事委員会事務局組織規則」の題名及び関係条文について所要の改正

第11号	28. 3. 11	不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部を改正する規則	行政不服審査法の全部改正により、地方公務員法が一部改正されたことに伴う、所要の改正
第12号	28. 3. 14	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成28年3月の警察本部の組織改編等に伴う、管理職手当支給区分表の改正
第13号	28. 3. 14	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成28年3月の警察本部の組織改編等に伴う、管理職手当支給区分表の改正
第14号	28. 3. 29	山梨県職員の退職管理に関する規則	地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに山梨県職員の退職に関する条例第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し新たに必要な規則を制定
第15号	28. 3. 31	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法が一部改正されたことに伴う、所要の改正
第16号	28. 3. 31	山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正に伴う、所要の改正
第17号	28. 3. 31	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成27年人事委員会報告及び勧告に鑑み、支給割合を改正
第18号	28. 3. 31	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	平成27年人事委員会報告及び勧告に鑑み、基礎額及び加算額を改正
第19号	28. 3. 31	寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	小学校の廃校に伴う、支給公署についての改正
第20号	28. 3. 31	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給月数の改正に伴う、成績率の改正
第21号	28. 3. 31	公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員を派遣する団体の追加に伴う、所要の改正

### イ 訓 令

訓令番号	公布年月日	訓 令 名	概 要
(平成28年) 第1号	28. 3. 31	山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	行政不服審査法の全部改正による地方公務員法の一部改正、及び地方公務員法第38条における見出し、条文の一部改正に伴う、所要の改正
第2号	28. 3. 31	山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	行政不服審査法の全部改正による地方公務員法の一部改正、及び地方公務員法第38条における見出し、条文の一部改正に伴う、所要の改正

### ウ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。平成27年度中は以下の条例制定及び改正に伴い意見を求められた。

意見提出 年月日	議案 番号	件名	条例の概要	意見
28. 2.19	第2号議案	山梨県職員の退職管理に関する条例制定の件	地方公務員の一部改正に鑑み、職員の退職管理の適正を確保するために必要な事項を定める。	適当と考える。
	第10号議案	山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等中改正の件	地方公務員法の一部改正に鑑み、人事評価制度の導入に伴う手続等に関して所要の改正を行う。	
	第49号議案	山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件のうち教育長に係るもの	一般職の県職員の期末・勤勉手当の改定に鑑み、特別職の職員等についても同様の措置を講ずる。	
	第51号議案	山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件	給与に関する報告及び勧告等に鑑み、所要の改正を行う。	
	第52号議案	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件		
	第53号議案	山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件		

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているが、平成27年度には該当がなかった。

## 2 事務局

### (1) 組織 (平成27年4月1日現在)

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く (法第12条)。事務局の組織は、2担当で、次のとおりである。



### (2) 職員の定員・現員 (平成27年4月1日現在)

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

### (3) 分掌事務 (平成27年4月1日現在)

#### (任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関する事。
- 事務局の庶務・経理に関する事。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関する事。
- 職員の競争試験に関する事。
- 職員の選考に関する事。
- 任用候補者名簿に関する事。
- 臨時的任用に関する事。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関する事。
- 勤務成績の評定に関する事。
- 研修に関する総合的計画に関する事。
- 人事記録の管理に関する事。
- 職階制に関する計画の立案に関する事。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
- 職員の不服申立ての審査に関する事。
- 職員団体の登録に関する事。

#### (給与担当)

- 給与に関する調査統計に関する事。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関する事。
- 給与に関する報告及び勧告に関する事。
- 職員に対する給与の支払監理に関する事。
- 職員の苦情の処理に関する事。
- 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関する事。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。

# 事業の概要

## 1 職員の任用

### (1) 任用制度の概説

#### ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない(法第15条)。

#### イ 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる(法第17条第1項)。

#### ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げない(法第17条第3項)。

### (2) 職員の採用

#### ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級試験、初級試験、資格免許職職員採用試験、民間企業等職務経験者職員採用試験、警察官採用試験、小中学校事務職員採用試験に区分して実施しており、平成27年度の受験者数は、計1,809人(上級763人、初級53人、資格免許職1人、民間企業等職務経験者21人、警察官771人、小中学校事務200人)となっている。

#### (ア) 平成27年度の各競争試験の特徴と傾向

##### a 上級試験

全体では、受験者数763人に対し、最終合格者数は113人で、競争率は前年度を0.6ポイント下回り、6.8倍となった。

このうち、行政職(及び )では497人が受験し、最終合格者数は52人で、競争率は前年度を0.7ポイント下回り、9.6倍となった。また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の29.4%を9.1ポイント上回り、38.5%となった。

##### b 初級試験

全体では、受験者数53人に対し、最終合格者数は6人で、競争率は前年度を1.5ポイント下回り、8.8倍となった。

##### c 民間企業等職務経験者職員採用試験

平成27年度は、土木職、農業土木職及び言語聴覚士を実施し、全体では受験者数21人に対し、最終合格者数は3人で、競争率は前回(平成26年度)の農業土木職及び薬剤師を3.0ポイント上回り、7.0倍となった。

##### d 警察官採用試験

全体では、受験者数771人に対し、最終合格者数は130人で、競争率は前年度を0.1ポイント下回り、5.9倍となった。

このうち、大学を卒業(卒業見込みの者を含む)した者を対象とする警察官採用試験Aでは、受験者数580人に対し、最終合格者数は90人で、前年度を0.6ポイント上回り、6.4倍となった。

なお、警察官採用試験の第2次試験及び第3次試験の実施については、職員の任用に関する規則(昭和59年人事委員会規則第2号。以下「任用規則」という。)第11条第2項の規定により、

警察本部長に委任している。

e 小中学校事務職員採用試験

受験者数200人に対し、最終合格者数は14人で、競争率は前年度を9.0ポイント下回り、14.3倍となった。

(イ) 平成27年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	第3次試験日	第3次試験地	最終合格発表日	
上級試験	インターネット 27.5.13～27.5.27 持参及び郵送 27.5.13～27.6.3	27.6.28	甲府市	・27.7.12 ・27.8.1 ～27.8.9 のうち指定する1日	甲府市	27.8.27 ～27.8.29 のうち指定する1日	甲府市	27.9.4	
初級試験 資格免許職職員試験 小中学校事務職員試験	インターネット 27.8.10～27.8.24 持参及び郵送 27.8.10～27.8.31	27.9.27	甲府市	・27.10.18 ・27.10.31 ～27.11.1 のうち指定する1日	甲府市	27.11.22	甲府市	27.11.27	
民間企業等 職務経験者試験	インターネット 27.8.14～27.9.4	27.9.20	甲府市	・27.10.18 ・27.10.31 ～27.11.1 のうち指定する1日	甲府市	27.11.22	甲府市	27.11.27	
警察官採用試験	第1回 A(男性) A(女性)	インターネット 27.3.19～27.4.10 持参及び郵送 27.3.19～27.4.17	27.5.10	甲府市	27.5.23 ～27.5.24	甲府市	27.7.7 ～27.7.8 のうち指定する1日	甲府市	27.7.24
	第2回 A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) B(男性) B(女性)	インターネット 27.7.27～27.8.14 持参及び郵送 27.7.27～27.8.21	27.9.20	甲府市	27.10.10 ～27.10.11	甲府市	27.11.24 ～27.11.25 のうち指定する1日	甲府市	27.12.4

(ウ)平成27年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>1 次のいずれかに該当する者            ア 22歳～35歳            (平成28年4月1日現在)            イ 21歳(平成28年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成28年3月までに卒業若しくは卒業見込みの者又は人事委員会が同等以上の学力があると認める者</p> <p>2 社会福祉、薬剤師、保健師、司書、学芸員及び学芸員にあっては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験            教養試験 択一式40題(一部選択解答制) 120分            専門試験(行政 以外)            事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 120分            技術系職種 択一式40題 120分            司書 択一式及び記述式 120分            学芸員、文化財主事 記述式120分</p> <p>自己応答試験            行政 記述式 90分</p> <p>第2次試験            人物試験 適性検査            人物試験 集団討論 個別面接</p> <p>第3次試験            論文試験 1題 1,200字 90分            人物試験 個別面接</p>
初級試験	<p>18歳～21歳            (平成28年4月1日現在)</p>	<p>第1次試験            教養試験 択一式50題 120分            専門試験(土木) 択一式40題 120分</p>
小中学校事務職員試験	<p>18歳～29歳            (平成28年4月1日現在)</p>	<p>第2次試験            作文試験 1題 800字 60分            人物試験 適性検査            人物試験 個別面接</p>
資格免許職員試験	<p>言語聴覚士            1 ～29歳            (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む)に限る。</p>	<p>第3次試験            人物試験 個別面接</p>
民間企業等職務経験者職員試験	<p>土木、農業土木、言語聴覚士            1 ～59歳            (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 民間企業等における職務経験が5年以上            (平成27年3月末現在)</p> <p>3 言語聴覚士にあっては言語聴覚士免許を有する者</p>	<p>第1次試験            教養試験 択一式40題 120分            専門試験(土木及び農業土木) 択一式30題 120分</p> <p>第2次試験            人物試験 適性検査            人物試験 集団討論 個別面接</p> <p>第3次試験            論文試験 1題 1200字 90分            人物試験 個別面接</p>

区分		受験資格	試験方法
警察官採用試験	A(男性) A(男性/武道指導) A(女性)	<p>1 22歳～30歳 (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成28年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</p> <p>3 武道指導は、上記に加え、次のいずれかの要件が必要。 (ア)柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者 (イ)剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者 (ウ)(ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当該競技会への出場権を得た者</p>	<p>第1次試験 A,B:教養試験 択一式50題 A:150分 B:120分</p> <p>資格加点(武道/英語)あり 武道指導は次の試験も実施。 実技試験 身体検査</p> <p>第2次試験 A,B:身体検査(1回目) A,B:体力試験 A,B:人物試験(集団面接) 武道指導は身体検査、体力試験は免除。</p> <p>第3次試験 A:論文試験(第1次試験日に実施) 90分 1,200字 B:作文試験(第1次試験日に実施) 60分 800字 A,B:人物試験(第2次試験日に実施)(適性検査) A,B:人物試験(個別面接) A,B:身体検査(2回目) 武道指導の論文試験は第2次試験日に実施。</p>
	B(男性) B(女性)	<p>1 18歳～30歳 (平成28年4月1日現在)</p> <p>2 警察官Aの学歴要件に該当しない者</p>	

(工)平成27年度の職員採用試験の実施状況

山梨県人事委員会

区分	職種	採用 予定 人員	申込者数			1次試験						2次試験						3次試験 (身障者対象選考は、2次試験)						前 年 度 倍 率					
			A	女性	受験者数		受験率		合格者数		倍率		受験者数		受験率		合格者数		倍率		受験者数		受験率		最終合格者数		倍率		
					B	女性	B/A	C	女性	B/C	D	女性	D/C	E	女性	D/E	F	女性	E/F	G	女性	B/G							
上級	行政	50	552	158	481	140	87.1	137	31	3.5	130	30	94.9	77	24	1.7	74	21	96.1	50	18	9.6	10.6						
	行政	2	19	8	16	7	84.2	5	4	3.2	5	4	100.0	3	3	1.7	3	3	100.0	2	2	8.0	5.3						
	警察行政	5	57	27	52	25	91.2	15	8	3.5	13	8	86.7	7	4	1.9	7	4	100.0	5	3	10.4	9.7						
	社会福祉	3	32	20	25	15	78.1	11	6	2.3	11	6	100.0	5	3	2.2	5	3	100.0	4	2	6.3	9.6						
	薬剤師	4	6	1	5	1	83.3	5	1	1.0	5	1	100.0	4	1	1.3	4	1	100.0	4	1	1.3	1.5						
	化学	1	18	6	17	6	94.4	5	1	3.4	5	1	100.0	3	1	1.7	3	1	100.0	1	0	17.0	21.0						
	農業	5	19	4	17	4	89.5	13	4	1.3	13	4	100.0	8	3	1.6	8	3	100.0	5	2	3.4	3.3						
	林業	8	25	6	15	3	60.0	12	3	1.3	11	3	91.7	7	1	1.6	6	1	85.7	6	1	2.5	2.5						
	土木	13	38	3	36	3	94.7	29	2	1.2	28	2	96.6	20	2	1.4	18	1	90.0	14	1	2.6	2.0						
	農業土木	4	10	4	7	3	70.0	7	3	1.0	7	3	100.0	5	3	1.4	4	2	80.0	4	2	1.8	3.0						
	建築	4	12	3	11	2	91.7	10	2	1.1	8	2	80.0	5	2	1.6	5	2	100.0	4	1	2.8	-						
	電気	1	10	1	9	1	90.0	6	1	1.5	5	1	83.3	3	0	1.7	3	0	100.0	1	0	9.0	-						
	保健師	2	14	11	12	10	85.7	8	6	1.5	8	6	100.0	4	4	2.0	4	4	100.0	2	2	6.0	3.7						
	司書	2	28	21	23	20	82.1	5	4	4.6	5	4	100.0	4	4	1.3	4	4	100.0	3	3	7.7	-						
	学芸員	1	10	9	5	5	50.0	5	5	1.0	5	5	100.0	3	3	1.7	3	3	100.0	2	2	2.5	-						
	学芸員	1	4	2	4	2	100.0	4	2	1.0	4	2	100.0	2	1	2.0	2	1	100.0	1	0	4.0	8.5						
文化財主事	3	22	9	21	8	95.5	9	3	2.3	8	2	88.9	5	2	1.6	5	2	100.0	4	1	5.3	6.5							
研究(林業)	1	9	3	7	2	77.8	5	1	1.4	5	1	100.0	3	0	1.7	3	0	100.0	1	0	7.0	-							
上級計	110	885	296	763	257	86.2	291	87	2.6	276	85	94.8	168	61	1.6	161	56	95.8	113	41	6.8	7.4							
初級	行政	3	30	5	28	5	93.3	8	2	3.5	8	2	100.0	5	2	1.6	4	2	80.0	3	2	9.3	11.5						
	警察行政	2	23	13	22	13	95.7	9	4	2.4	9	4	100.0	4	3	2.3	3	2	75.0	2	2	11.0	6.5						
	土木	2	3	0	3	0	100.0	2	0	1.5	2	0	100.0	1	0	2.0	1	0	100.0	1	0	3.0	-						
	初級計	7	56	18	53	18	94.6	19	6	2.8	19	6	100.0	10	5	1.9	8	4	80.0	6	4	8.8	10.3						
小中学校事務	12	239	129	200	108	83.7	33	11	6.1	24	9	72.7	18	7	1.3	14	4	77.8	14	4	14.3	23.3							
初中級計	19	295	147	253	126	85.8	52	17	4.9	43	15	82.7	28	12	1.5	22	8	78.6	20	8	12.7	19.6							
上中初計	129	1180	443	1016	383	86.1	343	104	3.0	319	100	93.0	196	73	1.6	183	64	93.4	133	49	7.6	8.8							
警察官	第1回 警A(男性)	66	685	-	393	-	57.4	342	-	1.1	287	-	83.9	198	-	1.4	191	-	96.5	66	-	6.0	5.5						
	第1回 警A(女性)	4	110	110	65	65	59.1	21	21	3.1	17	17	81.0	12	12	1.4	12	12	100.0	4	4	16.3	12.8						
	第1回 小計	70	795	110	458	65	57.6	363	21	1.3	304	17	83.7	210	12	1.4	203	12	96.7	70	4	6.5	6.0						
	第2回 警A(男性)	16	203	-	99	-	48.8	81	-	1.2	76	-	93.8	48	-	1.6	46	-	95.8	16	-	6.2	5.1						
	第2回 警A(男性武道)	2	3	-	3	-	100.0	2	-	1.5	2	-	100.0	2	-	1.0	2	-	100.0	2	-	1.5	4.0						
	第2回 警A(女性)	2	24	24	20	20	83.3	11	11	1.8	10	10	90.9	6	6	1.7	5	5	83.3	2	2	10.0	8.5						
	第2回 警B(男性)	36	298	-	159	-	53.4	145	-	1.1	127	-	87.6	108	-	1.2	104	-	96.3	36	-	4.4	6.5						
	第2回 警B(女性)	4	60	60	32	32	53.3	22	22	1.5	19	19	86.4	12	12	1.6	12	12	100.0	4	4	8.0	6.0						
	第2回 小計	60	588	84	313	52	53.2	261	33	1.2	234	29	89.7	176	18	1.3	169	17	96.0	60	6	5.2	5.9						
	警察官計	130	1,383	194	771	117	55.7	624	54	1.2	538	46	86.2	386	30	1.4	372	29	96.4	130	10	5.9	6.0						
民間経験者	土木	1	13	0	12	0	92.3	5	0	2.4	5	0	100.0	2	0	2.5	2	0	100.0	1	0	12.0	-						
	農業土木	2	12	0	9	0	75.0	8	0	1.1	8	0	100.0	4	0	2.0	4	0	100.0	2	0	4.5	3.5						
	言語聴覚士	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	民間計	4	25	0	21	0	84.0	13	0	1.6	13	0	100.0	6	0	2.2	6	0	100.0	3	0	7.0	4.0						
資格	言語聴覚士	1	1	1	1	1	100.0	1	1	1.0	1	1	100.0	1	1	1.0	1	1	100.0	1	1	1.0	-						
	資格免許計	1	1	1	1	1	100.0	1	1	1.0	1	1	100.0	1	1	1.0	1	1	100.0	1	1	1.0	-						
身体障害者	行政	1	9	1	9	1	100.0	7	0	1.3	-	-	-	-	-	-	7	0	100.0	1	0	9.0	6.0						
	警察行政	1	2	0	2	0	100.0	2	0	1.0	-	-	-	-	-	-	2	0	100.0	1	0	2.0	2.0						
	身障選考計	2	11	1	11	1	100.0	9	0	1.2	-	-	-	-	-	-	9	0	100.0	2	0	5.5	4.0						
試験合計	266	2,600	639	1,820	502	70.0	990	159	1.8	871	147	88.0	589	104	1.5	571	94	96.9	269	60	6.8	7.4							

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

選考により職員を採用できる職については、任用規則第12条に定められている。

なお、任用規則第16条に規定する医師・歯科医師等職員の採用選考については、各任命権者に委任している。

(ア) 選考試験の実施状況

平成27年度に、公募により行った選考試験の状況は次のとおりである。

(人)

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
行政（身体障害者）	1	9	1	1
警察事務（身体障害者）	1	2	1	1
獣医師（衛生）	1	1	1	1
獣医師（農政）	2	3	2	2
警察官(サイバー犯罪捜査)	1	3	1	1

(イ) その他の採用選考の実施状況（任命権者委任分を除く。）

平成27年度に行った採用選考の状況は、次のとおりである。

(人)

	一 般 職 員					警 察 官	
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	警 察 本 部	
部長及びその相当職	2	1	0	0	3	警 視	4
課長及びその相当職	4	0	2	0	6	警 部	5
課長補佐及びその相当職	1	18	0	0	19	警 部 補	3
係長及びその相当職	0	2	0	0	2	巡 査 部 長	8
上記以外	4	1	1	0	6	巡 査 等	0
合 計	11	22	3	0	36	合 計	20

ウ 任期付職員

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第59号）第2条第1項（特定任期付職員）及び第2項（一般任期付職員）の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合又は任期を更新する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項又は第7条第3項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

平成27年度は、次のとおり一般任期付職員2名の承認を行った。

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	防災局	防災対策専門監 (採用)	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	
知 事	観光部	観光推進監 (更新)	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	

(3) 職員の昇任

ア 競争試験による昇任

本県で現在実施している競争試験は、警察官の警部、警部補及び巡查部長への昇任試験のみであり、その実施は警察本部長に委任している。

平成27年度の警察官昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(人)

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部(一般)	/	/	159	34	34	25
警部(専門)			31	6	6	2
警部補(一般)			167	50	50	42
警部補(専門)			15	10	10	4
巡查部長(一般)	360	117	153	79	79	72
巡查部長(専門)	/	/	9	5	5	3

イ 選考による昇任

任用規則第13条の規定により、警察官昇任試験以外の職への昇任については、選考により行っている。

平成27年度に行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

(人)

	一 般 職 員					警 察 官	
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	警 察 本 部	
部長及びその相当職	30	2	0	5	37	警視	26
課長及びその相当職	52	13	9	2	76	警部	14
課長補佐及びその相当職	197	50	14	9	270	警部補	28
係長及びその相当職	133	26	11	6	176	巡查部長	1
上記以外	67	14	13	3	97	巡查	0
合 計	479	105	47	25	656	合 計	69

#### (4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

##### ア 説明会の実施

###### (ア) 大学等での試験説明会

関東近県の大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

平成27年度は延べ17カ所で開催し、389人が参加した。

###### (イ) 公務研究セミナー・説明会等

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学・若手職員の体験談を実施している。

行事名	実施日	参加人数
上級試験説明会	27. 5.13	183人
	27. 5.17	
公務研究セミナー	27.12.25	105人
職場見学ツアー	27.12.25	15人
職員採用ガイダンス	28. 3. 3	218人
	28. 3. 6	

##### イ 県ホームページ「職員採用サイト」の運営

- 採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や山梨県に関する情報提供を行っている。
- 上級、初級、資格免許職、小中学校事務、警察官、民間企業等職務経験者の各職員採用試験及び身体障害者を対象とした職員採用選考試験については、やまなし申請・予約ポータルサイトから、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成27年度はこれによる申込者が642人で、申込者数全体の24.6%を占めた。

##### ウ フェイスブック及びツイッターによる情報発信

職員採用に関するフェイスブック及びツイッターページにより、職員採用に関する情報に加え、職員研修の様子や職員の日常業務など県庁に関する幅広い情報を発信している。

##### エ インターネット求人サイトへの募集広告の掲載

インターネット求人サイトへ人材募集広告を継続掲載し、本県希望者へ採用試験受験案内をはじめ、大学説明会の開催案内など、最新の情報を配信している。

## 2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

### (1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るための資料とし、民間給与との比較検討を行うため、平成27年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員等を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

#### ア 調査項目

##### (ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

##### (イ) 諸手当

#### イ 調査結果の概要

##### (ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

平成27年4月現在

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
					大学卒	短大卒	高校卒	男	女
		人	歳	年	%	%	%	%	%
行政職		3,465	43.3	20.9	76.4	9.1	14.5	72.1	27.9
医療職(一)		17	47.5	23.7	100.0			82.4	17.6
医療職(二)		59	40.2	18.0	52.5	47.5		11.9	88.1
医療職(三)		48	40.4	17.8	91.7	8.3		8.3	91.7
研究職		196	42.3	19.0	98.5	1.5		84.2	15.8
福祉職		53	32.7	9.9	94.3	5.7		35.8	64.2
教育職(一)		1,942	44.5	21.5	94.5	3.1	2.4	57.3	42.7
教育職(二)		4,252	46.3	23.3	97.2	2.8		48.6	51.4
教育職(三)		7	45.6	20.5	85.7	14.3		85.7	14.3
公安職		1,635	38.2	16.9	55.7	4.8	39.5	94.4	5.6
全給料表		11,674	43.8	21.2	84.5	5.3	10.2	63.7	36.3

(イ) 給料表別平均給与額(平成27年4月現在)

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内 訳						
		給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行 政 職	円 426,179	円 342,182	円 10,152	円 11,292	円 4,337	円 10,776	円 11,366	円 36,074
医療職(一)	957,087	488,123	11,412	83,104	6,294	19,216	54,488	294,450
医療職(二)	357,926	318,972	2,203	9,635	6,686	9,773		10,657
医療職(三)	383,178	331,521	2,469	10,085	4,858	11,137	2,167	20,941
研 究 職	413,672	355,995	11,321	11,210	7,071	10,559	6,342	11,174
福 祉 職	346,445	292,325	4,142	8,894	8,966	11,041		21,077
教育職(一)	447,008	389,519	8,830	12,047	5,156	10,425	3,505	17,526
教育職(二)	436,126	388,217	7,460	12,069	2,829	6,132	7,272	12,147
教育職(三)	455,258	412,686	16,286	12,869	7,714	5,703		
公 安 職	425,296	318,564	11,861	10,122	2,170	4,683	3,745	74,151
合 計 (全平均)	432,842	363,615	9,117	11,616	3,707	8,176	7,325	29,286

(注)「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成27年5月1日から6月18日まで(49日間)
- (イ) 調査対象 平成27年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された314事業所
- (ウ) 対象職種 76職種(うち初任給対象職種18職種)
- (エ) 調査人員 5,816人(うち初任給対象職種188人)
- (オ) 抽出方法
  - ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、138事業所を無作為に抽出した。(調査完了事業所 127事業所)
  - ・従業員 初任給対象職種以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数の場合には、一定数を抽出して調査を行った。また、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	4
製造業	70
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	13
卸売業、小売業	11
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	7
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	22
計	127

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
事務関係職種	支店長	4	52.7	783,359	-	783,359
	事務部長	163	53.0	594,853	2,485	592,368
	事務部次長	100	52.2	580,152	253	579,899
	事務課長	363	48.7	520,896	9,517	511,379
	事務課長代理	146	41.0	459,657	62,436	397,221
	事務係長	338	46.4	451,043	52,049	398,994
	事務主任	290	42.1	359,712	42,680	317,032
	事務係員	1,396	36.9	307,423	30,863	276,560
	大学卒	624	33.6	305,480	29,882	275,598
	短大卒	298	38.3	291,398	29,807	261,591
高校卒	469	41.1	319,939	32,134	287,805	
中学卒	5	41.1	405,020	117,912	287,108	
技術関係職種	工場長	13	53.3	641,280	6,823	634,457
	技術部長	90	51.8	619,049	7,279	611,770
	技術部次長	38	52.1	496,798	792	496,006
	技術課長	316	48.8	539,264	8,898	530,366
	技術課長代理	90	39.7	467,178	61,115	406,063
	技術係長	266	45.8	467,510	85,151	382,359
	技術主任	227	44.7	515,490	85,862	429,628
	技術係員	1,133	36.2	362,853	63,591	299,262
	大学卒	554	35.0	373,196	69,512	303,684
	短大卒	113	35.3	330,047	54,316	275,731
高校卒	460	37.9	357,002	58,408	298,594	
中学卒	6	47.2	340,743	20,607	320,136	

(ウ) 学歴別初任給

職種	学歴	金額
新卒事務員・技術者	大学卒	195,631円
	短大卒	172,872円
	高校卒	160,001円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(工) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,411 円
配偶者と子 1 人	21,380 円
配偶者と子 2 人	27,544 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入額によって支給制限がある事業所を対象とした。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月19日、議会及び知事に、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

## 平成 27 年給与等に関する報告・勧告の骨子

平成 27 年 10 月 19 日  
山梨県人事委員会

### 本年の給与勧告のポイント

**平成27年4月の公民較差に基づく給与改定** ~月例給、特別給ともに2年連続の引上げ~  
月例給は、公民較差(1,587円、0.41%)を解消するため、人事院勧告に準じ、給料月額の上  
引上げ改定とともに、地域手当の支給割合の引上げ  
特別給(期末手当及び勤勉手当)については、0.1月分引上げ

**給与制度の総合的見直しの実施** 平成28年度において実施する措置  
地域手当の支給割合の引上げ  
単身赴任手当の支給額の引上げ

### 給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡、物価及び生計費の動向等をも考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

### 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

127 民間事業所の 5,816 人の個人別給与を实地調査(期間:平成 27 年 5 月 1 日 ~ 6 月 18 日 完了率:92.0%)

#### 月例給

職員と民間の 4 月分給与を調査(ベースアップ中止、定期昇給の昇給額の据置き等を実施した企業の状況も反映)し、単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
384,958 円	383,371 円	1,587 円(0.41%)

職員給与は、行政職給料表適用職員の平均給与月額(平均年齢 43.7 歳、平均経験年数 21.3 年)

#### 【参考】

人事院勧告における官民較差 1,469 円(0.36%)

### 特別給（期末手当及び勤勉手当）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

#### 民間と職員の特別給の支給状況

民間	職員
4.18月分	4.10月分

## 2 給与改定の考え方と内容

### 月例給

#### (1) 給料表

- ・ 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については2,500円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引上げ
- ・ 若年層についても、初任給と同程度の引上げ
- ・ その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における公民の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

#### (2) 地域手当 公民較差を考慮して引上げ

県内の公署に勤務する職員については、支給割合を3.3%とすることが適当

県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師については、支給割合を人事院の報告に準じて引上げ

#### (3) 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を引上げ

### 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給割合等を考慮し引上げ  
年間支給月数 4.10月 4.20月（0.1月分）

#### 一般の職員の場合の支給月数

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月（支給済）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.750月（支給済）	0.850月（現行0.750月）
28年度	期末手当	1.225月	1.375月
28以降	勤勉手当	0.800月	0.800月

## 3 改定の実施時期等

- ・ 給料表、地域手当、初任給調整手当は平成27年4月1日
- ・ 特別給(期末手当及び勤勉手当)は同年12月1日

### 【参考】

#### 1 平成27年4月の公民の給与較差に基づく給与改定額

##### 行政職平均（新卒採用者を除く。）

年齢	経験年数	改定前		改定後		増減額（率）	
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	月額	年間給与
43.7歳	21.3年	383,371円	6,249,000円	384,915円	6,314,000円	1,544円 (0.40%)	65,000円 (1.04%)

給与月額は、給料、地域手当、扶養手当、管理職手当、住居手当及びその他の手当で公民比較に使用した給与項目の合計額であり、年間給与は、4月の給与月額を基本に試算。

## 2 最近の職員給与の改定状況

年度	月例給		特別給（月）		
	較差（%）	改定内容	改定前	改定	改定後
平成16年度	0.01	寒冷地手当の見直し	4.4	-	4.4
平成17年度	0.37	給料表、扶養手当（配偶者）の引下げ等	4.4	0.05	4.45
平成18年度	0.07	地域手当の引下げ	4.45	-	4.45
平成19年度	0.99	給料表、扶養手当（子等）の引上げ等	4.45	0.05	4.5
平成20年度	0.02	医師の初任給調整手当の引上げ	4.5	-	4.5
平成21年度	0.14	給料表の引下げ	4.5	0.35	4.15
平成22年度	0.38	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ	4.15	0.2	3.95
平成23年度	0.19	給料表の引下げ	3.95	-	3.95
平成24年度	0.00	月例給の改定なし	3.95	-	3.95
平成25年度	0.01	月例給の改定なし	3.95	0.05	3.9
平成26年度	0.22	給料表、初任給調整手当の引上げ、寒冷地手当の見直し等	3.9	0.2	4.1
平成27年度	0.41	給料表、地域手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ等	4.1	0.1	4.2

## 給与制度の総合的見直し

### 1 総合的見直しの概要

- 昨年度、人事院は、地域間、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分といった課題への対応や雇用と年金の接続を踏まえ、給与制度の総合的見直しを勧告。本県でも、職員給与における諸課題に対応するため、給料表の水準を人事院勧告に準じて引き下げ、地域手当、単身赴任手当等の改定を行い、本年4月から段階的に実施。

### 2 平成28年度において実施する事項

- 地域手当 県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師について、支給割合を人事院の報告に準じて引上げ
- 単身赴任手当 支給額を人事院の報告に準じて引上げ

### その他の給与上の課題

- 教員給与について、職務に応じた、メリハリある教員給与体系の確立が必要なことから、今後も国及び他の都道府県の状況等に注視しつつ、適切に対応していくことが必要。
- 再任用職員の給与水準等について、今後、国における検討状況や他の都道府県の動向等に留意し、引き続き、研究・検討を進めていくことが必要。

### 給与勧告実施の要請

- 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するもの。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請。

## 公務運営に関する報告

### 1 有為な人材の確保・育成

- 少子化や民間の雇用情勢の改善傾向に伴い、これまで以上に優秀な人材の確保が困難となることが懸念されるため、インターンシップなど、県の仕事のやりがい、魅力を伝える取組の強化とともに、採用試験制度についても、国や他の都道府県の動向を注視しながら、研究・検討を進め

ていくことが必要。

- ・ 任命権者においては、職員の自己啓発や能力開発を支援するとともに、職員が研修等に参加しやすい環境整備を進めるなど、様々な機会や手段を通じて人材育成に取り組むことが必要。

## 2 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 地方公務員法改正により、職員が発揮した能力と挙げた業績を把握した上で人事管理を行うことが義務づけられたが、本県では、警察官や行政職の管理職等について、既に、能力・実績に基づく人事管理が実施され、その他の職員についても、現在、人事評価制度の構築、周知に取組中。
- ・ 任命権者においては、引き続き、全ての職員を対象とした能力・実績に基づく人事管理の導入に向け、準備を進めるとともに、その適正な実施に努めることが必要。

## 3 職員の勤務環境の整備

### (1) 時間外勤務の縮減

- ・ 任命権者においては、時間外勤務の目標時間を設定するなど、その適正化に努めてきたところだが、必ずしも縮減が進んでいるとは言えない状況。
- ・ 任命権者において、本年、策定された改正次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に定めた具体的取組を進め、時間外勤務の縮減、適正化をさらに徹底していくことが必要。

### (2) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 年次有給休暇は、心身のリフレッシュを図り、労働意欲の維持やワーク・ライフ・バランスを推進する上でも重要。
- ・ 任命権者においては、「特定事業主行動計画」に定めた具体的取組を進め、年次有給休暇の取得を促進していくことが必要。

### (3) メンタルヘルス対策

- ・ 所属長等は、特定の職員に著しく業務の負荷をかけることのないよう適切な業務管理を心がけることが必要。
- ・ 職場内の円滑なコミュニケーションは、メンタルヘルス不調への気づきや早期対応などにも有効であるため、任命権者、所属長、職員が一体となり、働きやすい職場づくりを目指した取組を推進することが必要。
- ・ 労働安全衛生法の改正により義務づけられたストレスチェック制度が有効に機能するよう、体制整備、取組を進めていくことが必要。

### (4) 家庭と仕事の両立支援

- ・ 任命権者においては、「特定事業主行動計画」の周知・徹底を図るなど、引き続き両立支援への積極的な取組を進めていくことが必要。

### (5) ハラスメント防止対策

- ・ セクシュアル・ハラスメントについては、懲戒処分事例や相談事例もあることから、今後も研修の徹底などに取り組んでいくことが必要。
- ・ パワー・ハラスメントについても、任命権者が、引き続き、職員が相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、職場研修や職員研修等を通じて、職員の理解を深めていくことが必要。

## 4 服務規律の確保

- ・ 職員一人ひとりが、自らの行動が公務全体の信用に大きく影響することを強く自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動するよう強く求めるとともに、任命権者においては、引き続き、服務規律の遵守と不祥事の根絶に向けた取組の一層の徹底が必要。

## 5 雇用と年金の接続

- 平成 27 年度の定年退職者から、最長で 2 年間の無年金の期間が生じることから、今後、再任用希望者の増加が見込まれる。このため、再任用職員の職域拡大に向けた取組を進めるとともに、再任用希望者の多様な専門的知識や経験を活用できる環境の整備が必要。
- 再任用の実施状況を検証し、国や他の都道府県の状況を注視しながら、雇用と年金の接続の在り方について検討することが必要。

## 6 その他の公務運営上の課題

- 人事院が勧告したフレックスタイム制について、今後、国の実施状況や他の都道府県の動向等を注視しながら検討していくことが必要。

### (4) 勧告の実施状況

#### 1 人事委員会勧告・報告等に基づくもの

#### 公民の給与較差に基づく給与改定

項目	実施状況									
(1) 給料表の改定	(平均改定率0.4%) 若年層に重点を置きながら全職員の給料月額を引き上げる。									
(2) 諸手当の改定	医療職給料表(一)等の適用を受ける医師等に対する支給月額の限度額の引上げ									
ア 初任給調整手当	(ア) 医療職(一) 最高 412,200円 413,300円 (イ) 医療職(一)以外 最高 50,300円 50,500円									
イ 地域手当	・ 県内公署に勤務する職員の支給割合 3% 3.3% ・ 県外公署に勤務する職員並びに医師等に対する支給割合は、人事院の報告に準じて引上げ									
ウ 期末・勤勉手当	・ 一般職員について、年間支給月数を引き上げる。4.1月 4.2月(+0.1月) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)平成27年度</td> <td>1.975月(支給済み)</td> <td>2.225月(+0.10月)</td> </tr> <tr> <td>(イ)平成28年度以降</td> <td>2.025月(+0.05月)</td> <td>2.175月(+0.05月)</td> </tr> </tbody> </table> ・ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて、年間支給月数を引き上げる		6月期	12月期	(ア)平成27年度	1.975月(支給済み)	2.225月(+0.10月)	(イ)平成28年度以降	2.025月(+0.05月)	2.175月(+0.05月)
	6月期	12月期								
(ア)平成27年度	1.975月(支給済み)	2.225月(+0.10月)								
(イ)平成28年度以降	2.025月(+0.05月)	2.175月(+0.05月)								

#### 給与制度の総合的見直しのための改定

諸手当の改定	
ア 地域手当	(ア) 県外の公署に勤務する職員に対する支給割合を引き上げる。 (イ) 医師等に対する支給割合を引き上げる。 15.5% 16%
イ 単身赴任手当	(ア) 基礎額及び加算額をそれぞれ引き上げる。 基礎額26,000円 30,000円 加算額58,000円 70,000円(上限)

### 3 職員の利益保護

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

##### ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

##### イ 平成27年度の処理状況

平成27年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区 分	平成26年度末 (27.3.31) 係 属 件 数	平成27年度		平成27年度末 (28.3.31) 係 属 件 数
		新規要求件数	終 結 件 数	
給 与	0	0	0	0
勤 務 時 間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

#### (2) 不利益処分に関する不服申立て

##### ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

##### イ 平成27年度の処理状況

平成27年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区 分		平成26年度 末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度		平成27年度末 (28.3.31) 係属件数	平成27年 度 口頭審理 開催回数
			申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	1	1	1	1	0
	停 職	0	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0	0
そ の 他		0	1	0	1	0
計		1	2	1	2	0

## (3) 苦情相談

## ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

## イ 平成27年度の処理状況

平成27年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、すべて新規の事案であった。

(件)

任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	福利厚生 関係	公平審査 関係	パワハラ・ セクハラ	計
0	0	0	0	0	0	0	0

## (4) 分限処分及び懲戒処分の状況

## ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第2条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

## イ 平成27年度の処理状況

人事委員会に通知のあった平成27年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が195件、懲戒処分が11件であった。

(件)

処分者 区分		知 事		教育委員会		警察本部長		公営企業管理者		その他		計	
		26 年度	27 年度										
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	58	78	63	102	8	15	0	0	0	0	129	195
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	58	78	63	102	8	15	0	0	0	0	129	195
懲 戒 処 分	免 職	0	2	2	3	0	1	0	0	0	0	2	6
	停 職	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	3	1
	減 給	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	2	3
	戒 告	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	1
	計	1	4	7	4	2	3	0	0	0	0	10	11
合 計		59	82	70	106	10	18	0	0	0	0	139	206

## 4 職員団体

### (1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。

職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

#### ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（平成28年3月31日現在）

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単体団体	有	無
自治労山梨県職員労働組合	昭41.10.8				
山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	昭41.10.8				
山梨県教職員組合	昭41.10.8				
山梨県公立小中学校長組合	昭41.10.8				
山梨県公立小中学校教頭組合	昭43.3.23				

#### イ 解散の届出

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、解散したときは人事委員会に届け出なければならないが、平成25年度に、次の団体から解散の届出があった。

職員団体名	解散の届出受理年月日	登録年月日	組織の別	法人格取得
山梨教育運動ユニオン	平25.5.17	平5.12.20	単体団体	有

#### ウ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成27年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所在地	役 員
5	5	0	0	0	5

( 2 ) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、平成27年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成28年3月31日現在)

組織上の区分		職又は職員	
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹(局付の者に限る。)	
知事の事務部局	本庁	部長 局長 会計管理者 防災危機管理監 林務長 出納局長 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 理事 技監 参事 政策参事 政策主幹 企画調整主幹 主幹(部又は局付の者に限る。) 総括技術審査監	
	秘書課	秘書担当の課長補佐 秘書担当職員	
	行政改革推進課	行政組織担当の課長補佐及び職員	
	人事課	総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員	
	職員厚生課	管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員	
	財政課	予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員	
	管財課	庁舎管理担当の課長補佐 自動車管理事務所長 守衛長	
	私学文書課	法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員	
	その他の出先機関	事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 滞納整理部長 副所長 事務局次長 副場長 園長 次長(所長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。) 地域防災幹 副園長 支所長(所長の事務を専決する権限を有する者に限る。) 場長 校長 副校長(校長の事務を代決する権限を有する者に限る。)	
	消防学校	教頭	
あけぼの医療福祉センター	総看護師長 副総看護師長		
宝石美術専門学校	教授(大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。)		
教育委員会	教育庁	本庁	教育長 教育次長 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 理事 文化振興監 参事 学力向上対策監 企画調整主幹 主幹(教育庁付の者に限る。)
		総務課	総務企画担当、行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		福利給与課	福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員
		義務教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員

		高校教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		教育事務所	所長 副所長 次長
		埋蔵文化財センター	所長 次長
	教育機関		館長 副館長 次長
		総合教育センター	所長 副所長 部長
		県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
人事委員会事務局			事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、服務又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
監査委員事務局			事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員
労働委員会事務局			事務局長 次長 次長補佐
選挙管理委員会事務局			書記長 書記次長

## 5 労働基準監督機関の職権行使

### (1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

平成27年度中に新たに事業区分が決定された機関

区分	事業場の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設年月日
新設	リニア用地事務所	官公署の事業	人事委員会	H27年4月1日

### (2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

### (3) 平成27年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業場名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13号	保健衛生業	保健福祉事務所 中北保健福祉事務所峡北支所 児童相談所（一時保護課に限る。） 甲陽学園 精神保健福祉センター あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生検査所	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12号	教育研究業	総合理工学研究機構 富士山科学研究所 職員研修所 消防学校 衛生環境研究所 森林総合研究所 宝石美術専門学校 工業技術センター（リイセンターを含む。） 産業技術短期大学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 埋蔵文化財センター 図書館 美術館 博物館 考古博物館 文学館 総合教育センター	警察学校

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督 機関	号別/業種	事業者名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事 委員 会	官公署の 事業	知事部局本庁	教育庁本庁 教育事務所	警察本部(附 置機関を含 む。) 警察署(交 番、駐在所及 び連絡所を 含む。)	議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 (地方事務局を含む。)
		東京事務所			
		地域県民センター			
		県民生活センター			
		リニア用地事務所			
		総合県税事務所			
		女性相談所			
		児童相談所(一時保護課を除く。)			
		こころの発達総合支援センター			
		障害者相談所			
		動物愛護指導センター			
		林務環境事務所			
		計量検定所			
		大阪事務所			
		パスポートセンター			
		農務事務所			
		家畜保健衛生所			
広瀬・琴川ダム管理事務所					
荒川ダム管理事務所					
大門・塩川ダム管理事務所					
深城ダム管理事務所					

(4) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成27年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(件)

内 容	件 数				根 拠 法 令
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	2	2	1	5	労働基準法第20条
非常災害時の理由による労働時間延長届	-	-	-	-	" 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	-	-	1	1	" 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	-	-	-	-	" 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	-	-	-	-	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	1	1	-	2	" 第7条
産業医選任報告	1	-	-	1	" 第13条
定期健康診断結果報告	-	-	-	-	" 第52条
労働者死傷病報告	-	-	-	-	" 第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	-	-	-	-	ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等
機械等の設置届	-	-	1	1	労働安全衛生法第85条等